

東アジアの安定した平和を求めて

周 睦怡 (チョウ・ムイ)
台湾平和促進財団

周睦怡 (チョウ・ムイ) は、ベルリンのフンボルト大学で政治学の博士課程に在籍しており、台湾の平和促進財団および台北にある中央研究院の政治学研究所に勤務している。近年彼女は、北東アジアにおける領土等に関する紛争の平和的解決を討議する「海洋の観点から平和を求める国際対話会議」や、2013年に台北で開催された武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ(GPPAC)の北東アジア地域運営グループの会議に加わった。

東アジアにおいて海域と領土に関する緊張と紛争が強まっている。そのため地域的安定を維持することがますます困難になっている。私の話は3つの部分を含むことになる。第一に、東シナ海域の紛争に対応するための公式の政策である「東シナ海平和イニシアティブ」について論ずる。これについて市民社会の観点から批評する。第二に、平和を促進するのに、例えば市民社会とNGOは何を行うことが可能かを説明するため、「台湾・日本漁業協定」を取り上げる。最後に、憲法第9条に関する市民社会の観点を説明する。GPPAC北東アジア代表によって表明された海洋平和に関する台北宣言¹は、憲法第9条の精神と原則とに響き合うものである。台湾の市民社会の観点から、私たちは共有された価値、透明性の高い制度、そして相互信頼に基づく安定した平和の中で生きることを求める。私たちは紛争の解決に武力の使用を放棄した憲法第9条が相互信頼の礎であると考えている。東アジア諸国間での信頼醸成のプロセスを通してのみ、私たちはこの地域での長期の安定した平和を期待することができるのである。

1. 東シナ海平和イニシアティブ (ECSPI)

ECSPIの原則

東シナ海における紛争に関して、2012年8月に「東シナ海平和イニシアティブ」が馬大統領によって提案された。平和イニシアティブは、「主権の保護、紛争の棚上げ、平和と互惠の追求、および共同探査と開発の促進」²の原則にしたがって、釣魚台(Diaoyutai)[尖閣諸島]問題に対処することを主張してきた。私たち、平和促進財団と市民社会は、緊張を緩和し、地域の平和をもたらすための友好的なメッセージを伝える、平和イニシアティブの案を支持している。しかしながら、私たちは開発という観点から海洋資源を取り扱うことには反対する。私たちは海洋の生態と資源を開発するよりも、保護するために努力すべきだと考えている。さらに、紛争を無視しようとする政府のやり方に反対である。むし

¹ 2013年8月6日の海洋平和に関する台北宣言。「海洋という観点から平和を求める」国際対話会議の公式ウェブサイトより：

<https://sites.google.com/site/haiyanghepingtaibeiluntan/hai-yang-he-ping-guan-dian>

² 平和イニシアティブは、関係するすべての当事者に以下のことを要求する。すなわち、1) いかなる敵対的行動も控えること、2) 論争を棚上げにし、対話を放棄しないこと、3) 国際法を遵守し、平和的手段により紛争を解決すること、4) 東シナ海での行動規範に関する合意を求めること、そして5) 東シナ海にある資源の探索と開発に関する協力のための仕組みを作り上げることである。中華民国(台湾)外務省ウェブサイトより：

<http://www.mofa.gov.tw/EnOfficial/Topics/TopicsIndex/?opno=cc7f748f-f55f-4eeb-91b4-cf4a28bbb86f>

ろ、国家主権から領土紛争に固執するよりも重要な、より具体的な事柄があると、内外のコミュニティを説得する公正な理由を用いるべきである。例えば、インタビューの間、スアオ(Su'ao)出身の漁師は私たちに、彼らが国家主権の紛争よりも、彼らの生活の権利の方に関心があり、彼らが生計を立てることは基本的権利であって、最優先事項と見なされるべきだと考えていると述べた。私たちは、政府の政策が人々の基本的なニーズを無視したり、市民社会からの多様な意見を避けたりすることはできないと考える。意思決定の前に市民社会と適切な協議を行ったり、コミュニケーションをとらなければ、その政策は益よりも害をもたらすだろう。

ECSPI の実施

東シナ海平和イニシアティブの実施に関して、日本、台湾、中国間の三者交渉が短期間に行われることは容易ではないだろうから、あらゆる形態の二国間対話と参加国の関係者間の交渉をまず始めることを私たちは推奨する。そこではあらゆる二国間のコミュニケーションの過程を透明にし、第三者を排除しないということが重要である。それは会議に参加していない第三者の利益が損なわれないということの意味する。むしろ、第三者は議論の内容を逐一知らされるべきである。透明な交渉過程の重要性は平和イニシアティブの中には記されていないが、これが三者間の相互信頼を確立させる上で、極めて重要な点であると考ええる。

平和イニシアティブの最も重要な部分は三者交渉によっては実現されないだろう。政治的に三社交渉が不可能だからである。より有意義かつ実現可能なことは、あらゆる形態の二国間交渉を透明性をもって推し進めることで、三カ国間の信頼醸成を育むことである。私たちは、こうした種類の交渉と協力の仕組みが制度化され、いっそう強化されうることを期待している。紛争に対処するこうした手法は、他の問題にも適用できるだろう。例えば、台日漁業協定の調印以前に、中日漁業協定が既に存在しているということは、東シナ海で重複する海域に、制度化された仕組みが存在しているということであり、それが類似の状況にある他の関係者のためのモデルになりうることを意味する。こうした漁業協定があることで、ある程度、緊張を緩和し、地域の安定を促進することに貢献し得るだろう。

市民社会の観点から、私たち NGO が東アジアの平和を推進するために何ができるだろうか。8月に台北で開催された、海洋の観点から平和を求める国際対話会議およびGPPAC北東アジア地域運営グループ会議の間、多くのパネリストは、共有の環境と資源を保護するためのエコ平和公園(Eco-Peace Park)を共に開設することで、領土紛争を和らげ平和を実現しようという提案を行った。ここで私たちは、協力関係に基づいた海洋資源と生態の保存と保護を推進するために、紛争の状態にある海域と領土でエコ平和公園を開設することを改めて提案したい。これは、私たち東アジアの全市民社会が、並行して環境と平和のための取り組みを始め、エコ平和公園の実現に結び付けていくために協力するということである。私たち平和促進財団と市民社会は、みなが共に取り組むことは実現可能で、喫緊の課題であると考えている。もし私たちがこの考えを実行に移すことができるならば、全市民社会の連帯と協力に基づく地域の安定的平和が期待できるだろうし、それは永続的なものとなり得るだろう。

2. 台湾・日本漁業協定

平和イニシアティブ実施において、鍵となる事柄の一つは漁業である。台日漁業協定を例に挙げよう。この協定に関して、私たち NGO と台湾の市民社会は、沖縄の漁民から、彼らに相談無く協定の作成が進められたということで、不満の声を聞いたことがある。私たちは彼らの気持ちをたいへんよく理解できる。私たちの政府が最近、サービス貿易に関する台中協定に関連業界との協議無く署名し、それが今に至るまで

政治的な余波をもたらしたことを思い起こすからである。政策決定のプロセスは民主的な手順に従って行われるべきであり、市民社会の当事者の多様な意見がそこに取り入れられ、調整が図られるべきであることは言うまでもない。そのような民主的手順を無視したやり方は、政府の正当性を損ない、政策実施を困難にするだろう。

台湾の市民社会の側からこの問題に応じる一つの動きとして、平和促進財団は問題の核心を明らかにする調査を行うだけでなく、台湾と沖縄の漁民コミュニティがコミュニケーションをとって、相互の理解と信頼を高められるよう働きかけている。そうした会合を可能にしてくれているピースボートには特に感謝したい。私たち NGO は、台湾と沖縄の漁民コミュニティが市民社会レベルでコミュニケーションをとることをこれからも促進していくし、異なった地域からの代表者が議論に加わるようになることを期待している。良好なコミュニケーションは、台湾、日本、沖縄、中国それぞれの漁業への利害関心を踏まえた提言を、全ての当事者で共に作り上げることにすると私たちは考えている。

けれども、私たちは単に目先の条件付きの平和に甘んじているだけではないと強調したい。だから私たちは、領土と領海の問題を解決するために日本が、大国の競争や勢力バランスの戦略を採用するのを支持しない。その戦略では問題を根本的に解決できないだけでなく、無分別な軍拡競争の悪循環に容易に陥りかねない。その代わりに、私たちが望むのは、民主的な価値と人権を共有し、両立可能な政治的価値、制度に組み込まれた抑制、および相互信頼による分かち合いと共存を中身とする安定的な平和の内に生きることである。平和的な手段によってのみ、安定的な平和を達成できる。上述の事例では、各地の代表者が相互に意見交換と意思疎通するためのプラットフォームを構築する上で、日本は重要な役割を果たす。このプロセスを通して、各地の人々は相互理解を高め、さらなる信頼醸成のための基盤を作ることができる。この出発点から、長期にわたって安定した平和にいたる道が開けてゆくのである。私たちは東アジアの地域の安全保障について共通のビジョンを作り出し、そうしたビジョンを実行に移すためのパートナーシップを築いていきたい。日本は東アジアの最初の民主国家であり、その市民社会は平和保持のイニシアティブを取ることに強い力をもっている。日本の市民社会は信頼醸成のプロセスにおいて主導的役割を演じることができる。台湾の市民社会も、下から平和を希求する課題を共有している。さらに私たちは中国社会で平和を愛好するパートナーを探し求めている。大局的に見るなら、この地域の全ての社会がそうした平和保持のパートナーシップに含まれるべきであり、協力関係を強めるための努力がなされるべきである。

3. 東アジアの安定的平和のための9条の重要性

この8月に、GPPAC 北東アジア代表たちが「台北海洋平和宣言」をまとめた。ここでは、私たちの地域が武力紛争だけではなく、気候変動と放射性物質のような人間による海洋汚染によっても脅威に曝されており、それは海洋の多様な生物種の多くに危機的な影響を与えているということを指摘している。私たちの地域のコミュニティを作るための海洋の役割と、私たち市民社会が海洋を相互信頼と人と人との交流を育む共通空間としていかに活用するか考え直してみるべきである。さらに、領海と領土を巡る争いによって直接影響を受ける、例えば漁民コミュニティの視点を考慮に入れなければならない。漁民たちは幾世代にもわたって海の上で共存してきた。その彼らの声を踏まえるべきである。

日本は東アジアの最初の民主国家であり、この地域で最初に憲法に平和条項を書き込んだ国である。この二つの原則を基礎に、日本が東アジアで先進的な価値を先駆的に実現してきたことは疑いが無い。憲法9条は日本の重要な資産であるだけでなく、東アジアさらには人類が平和を保つ上で重要な資産でもある。私たちは憲法9条を私たちの共通資産として大事にし、顕彰する。憲法9条の精神と原則の上でのみ、国家間の相互信頼が実現するであろうと私たちは考える。言い換えると、私たちが憲法9

条を破るなら、相互信頼の基礎を破るということである。これを心に留めて、私たちは単に憲法9条を守るだけでなく、東アジアの国家間の相互信頼を強めるためにそれを推進する努力をしていきたい。相互信頼の基礎なくして、長期の安定した平和は達成できないのだから。このために憲法9条は日本に限らず、東アジアのそして世界中の平和を愛する全ての人々にとって重要だと言える。憲法9条の精神と原則は支持され、平和を求める全ての国々が後に続き、そこから学ぶモデルとなり得るだろう。

最後に、長期に安定した平和のために革新的で平和的な解決策を共に創造していくために、私たちは共有、寛容、共存に基づき、海洋の視点から平和の希求を考えいくべきである。諸国の政府がこの原則を尊重し、平和的な解決策にこだわり続けることでのみ、次世代が平和的な共通の未来を享受できる。私たちが協働に努めて、シティズンシップに関する海洋の視点を実現するときに、私たちは平和と持続可能性の内に繁栄し、恐れと窮乏の無い世界を創り出すことができるだろう。

(翻訳：前田幸男・小田博志)